

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 株式会社女屋スポーツ工事
法人番号: 2070001000676
住 所: 群馬県前橋市三俣町3丁目13番地の3
- 指名停止措置期間: 令和3年8月19日から令和4年1月18日まで(5ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 全国
- 事実概要:

株式会社女屋スポーツ工事の代表取締役は、群馬県前橋市発注の公園遊具整備工事の入札に関し、前橋市職員(契約監理課長補佐)から事前に予定価格の情報を入手し、その情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年4月7日、公契約関係競売入札妨害容疑で群馬県警に逮捕された。

また別の公園遊具整備工事の入札に関しても、事前に予定価格の情報を入手し、その情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年4月27日、公契約関係競売入札妨害容疑で群馬県警に再逮捕され、令和3年5月17日、公契約関係競売入札妨害の罪で、前橋地方裁判所に起訴された。

さらに、予定価格漏えいの便宜を受けたい趣旨及びその謝礼として、前橋市職員にビール券を贈ったとして、令和3年5月17日、贈賄容疑で群馬県警に再逮捕された。

5. 指名停止措置理由:

物品の有資格登録業者である株式会社女屋スポーツ工事の代表役員の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~9 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)